

## 社会保険庁改革について

○社会保険は国民の信頼があつてこそ成り立つものであり、効率的で質の高い社会保険サービスの実現と国民の信頼回復に向けて、社会保険庁の抜本的な改革を推進。

### 社会保険庁改革推進本部

○庁内に社会保険庁改革推進本部を設置し、以下の課題ごとに改革プロジェクトチーム等を設置。

- ①保険料徴収の徹底、②システムの抜本的見直し、③国民サービスの向上、④予算執行の透明性の確保
- ⑤個人情報保護の徹底、⑥年金福祉施設等の整理合理化

### 民間の発想や感覚を大胆に導入

- 長官に対して高い見識に基づくアドバイスをを行う最高顧問2名を迎える。
- 課題ごとにプロジェクトリーダー、アドバイザー、アドバイザーなどを経済界の協力により配置。

### 社会保険事業運営評議会

- 社会保険庁の個々の事業運営の適切さや効率性をチェックするための評議会として社会保険庁長官の下に設置。
- 保険料拠出者、学識経験者等が参加。

### 社会保険庁の在り方に関する有識者会議

- 社会保険庁の在り方について基本に立ち返った議論を行う場として、内閣官房長官の下に設置。
- 有識者8名と内閣官房長官及び厚生労働大臣が参加。

### 有識者会議を踏まえた改革の推進

- 有識者会議の意見を踏まえ、80項目の業務改革メニューを掲げた「緊急対応プログラム」をまとめるとともに、第5回会議（11月26日）では、これまでの議論を中間的にとりまとめるところ。
- 組織の在り方を含め、来年の夏を目的に最終的な取りまとめを行う予定。

社 会 保 険 庁 改 革 の 工 程 に つ い て

社会保険庁の在り方に関する有識者会議	
平成16年	<p>8月11日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1回</li> </ul> <p>8月25日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2回</li> </ul> <p>9月17日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3回</li> </ul> <p>10月25日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第4回</li> </ul> <p>11月26日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第5回</li> </ul> <p>平成17年度予算政府原案閣議決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第6回以降</li> </ul>
平成17年	<p>5月</p> <p>最終とりまとめ</p> <p>平成18年度予算・組織定員要求</p>

組織の在り方等の検討

社会保険庁の在り方に関する有識者会議名簿

朝倉 敏夫 (読売新聞東京本社常務取締役論説委員長)

渥美 雅子 (弁護士)

大熊 由紀子 (国際医療福祉大学大学院教授)

大山 永昭 (東京工業大学教授)

金子 晃 (慶応義塾大学名誉教授)

草野 忠義 (日本労働組合総連合会事務局長)

松浦 稔明 (全国市長会社会文教委員会委員長・坂出市長)

矢野 弘典 (日本経済団体連合会専務理事)

[政府側]

内閣官房長官

厚生労働大臣

## これまでの議論の整理と今後の検討方針 (中間とりまとめ)

社会保険庁の在り方に関する有識者会議  
平成16年11月26日

### 1. 社会保険庁を取り巻く状況等

- 社会保険庁については、先般の年金制度改革の審議やマスコミの報道等において、その事業運営の在り方について、
  - ・利用者の立場や目線に立ったものとなっていない
  - ・税金や保険料を年金給付に関すること以外に安易に使っている
  - ・個人情報保護の重要性等について意識が足りない
  - ・保険料の徴収対策に真剣に取り組んでいない
  - ・組織としての一体性や内部統制がとれていない
  - ・国民に対する情報の提供が迅速・適切に行われていないなど、その問題点等について様々な指摘がなされた。
  
- 社会保険制度は、国民の信頼があってこそ成り立つものであり、損なわれた国民の信頼を回復するためには、提起された様々な厳しい批判を真摯に受け止め、社会保険庁の改革を速やかに進めていくことが必要である。
  
- このような状況を踏まえ、社会保険庁の在り方について基本に立ち返った検討を行う場として、本年8月に官房長官の下に、この「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」が設置された。
  
- また、この間、社会保険庁においても改革を推進する体制が整備されてきた。新しい体制の下で、民間の発想や感覚を大胆に導入した取組を推進することが求められている。
  
- しかしながら、その後も社会保険庁幹部職員の収賄容疑での逮捕や、監修料問題といった国民の疑惑を招く事案が明らかになったことは誠に遺憾であり、組織そのものの在り方が問われている。今後、厚生労働省に設置された副大臣を委員長とする信頼回復対策推進チームの下で、徹底した調査を進めるとともに、監修料の受け取り禁止等の厳格なルールの遵守が図られなければならない。

## 2. これまでの議論の状況等

- 本会議は、第1回会議を平成16年8月11日に、第2回会議を8月25日に開催し、社会保険庁改革の課題と方向性について議論を行ってきた。その際、特に、構造的課題が何であるのかを明らかにしつつ、それに対して対症療法的ではなく、構造的に解決できる対応が講じられるよう留意しながら議論を進めてきた。
- また、9月17日の第3回会議においては、こうした議論を踏まえ、社会保険庁から当面の具体的な業務改革メニューとして「緊急対応プログラム」が提示され、その具体的方策等について議論を行った結果、10月25日の第4回会議において「緊急対応プログラム」(修正版)が提示され、緊急対応方策の具体化に関し、引き続き議論を深めた。
- さらに、本日の第5回会議の議論を経て、別添のとおり、最終的な「緊急対応プログラム(再修正版)」が取りまとめられた。

## 3. 「緊急対応プログラム」に基づく取組について

- 「緊急対応プログラム」においては、構造的課題に対応するため、国民サービスの向上、予算執行の透明性の確保、個人情報保護等の徹底、保険料徴収の徹底及び組織の改革の各分野にわたる業務面での対応に加えて、運営評議会、調達委員会及び法令遵守委員会の設置等の組織面での対応も掲げられ、実施可能なものから逐次取組が開始されているところである。
- 今後、社会保険庁においては、緊急対応プログラムに掲げられた取組事項のうち、緊急に実施すべきものとされている事項については、今年度中に確実に実施すべく対応を進めるとともに、来年度に実施すべき事項については、平成17年度予算に向けて必要な措置を講じた上で、円滑な実施に努められたい。
- また、これらの実施に当たっては、調達コスト削減目標の設定、社会保険事務所毎の事業コストの管理等を通じて、予算の効果的・効率的な執行を徹底するとともに、具体的な取組内容等について、ホームページなどを通じて国民に分かりやすい形で情報提供し、国民の理解を得るよう最大限努めるべきである。併せて、「緊急対応プログラム」に掲げられた取組を円滑に推進するための体制整備にも留意すべきである。
- なお、今後とも、緊急対応プログラムの内容については、状況に応じて適宜追加、改善を図るなど、国民のニーズ等に即し機動的に対応することが必要である。

#### 4. 今後の検討方針

- 本会議においては、第4回会議から、社会保険庁の組織の在り方についての議論にも着手したが、今後、来年夏の最終とりまとめに向けて、様々な観点から議論を深めることとしたい。
- 社会保険業務については、今後、高齢化の進展に伴い業務量が確実に増加するとともに、国民の社会保険制度への関心の高まり等により、質の高いものであることが求められる。
- したがって、組織の在り方についての議論に当たっては、まずは、運営主体がどのように変わろうとも、国民のニーズに十分に答えるサービスを提供することを徹底することと併せて、組織の効率化を徹底していくことが不可欠であり、
  - ・どのようにして業務そのものの効率化を図っていくか
  - ・どのような業務について、外部委託や非正規職員への転換を図っていくか
  - ・どのような業務について、広域的な集約化を図っていくか
  - ・どのようにして人員配置の地域格差を是正していくか等の具体的方策について検討することとする。
- また、運営主体の在り方についての検討に際しては、社会保険事業の運営主体に求められる基本的要素を十分踏まえることが必要であり、具体的には、
  - ①国民の信頼の下における将来にわたる持続可能性の確保
  - ②全国民による支え合いの仕組みの確保
  - ③国民の視点に立ったサービス提供の推進
  - ④全国民を対象とした一元的かつ超長期的な被保険者情報の管理
  - ⑤政府管掌健康保険における被用者の受け皿としての機能の確保
  - ⑥被保険者情報の保護の徹底
  - ⑦保険料の強制徴収等の公権的行為の迅速・確実な実施
  - ⑧費用対効果の視点等に立った効率的・効果的な業務の実施といったことを遂行できるものであることを前提として、独立行政法人化等公法人化すべきではないか、民間に委ねてはどうか、社会保険庁の業務の一つである徴収業務を他の機関に移管してはどうかという議論をも含め、あらゆる議論を例外とせず幅広い検討を進めていく。
- なお、運営主体の在り方に関しては、他の審議会等における制度の在り方についての議論の進展状況にも十分留意しつつ、議論を進めることとする。
- また、こうした組織の在り方についての議論を進めるとともに、事務・事業や情報公開の在り方、関連する団体の在り方等についても引き続き検討を行うなど、社会保険制度の主役である国民の便益が最優先されなければならないという基本的な考え方に立って、本会議に課せられた役割・責任を十分に果たすべく議論を尽くしてまいりたい。

# 緊急対応プログラム (再修正版)

2004年11月26日

社 会 保 険 庁

○国民の信頼を受けることができる効率的で質の高い社会保険サービスの実現に向けて、この「緊急対応プログラム」に基づき、実施可能なものから逐次取組を開始するとともに、今後検討することとしている事項についても早急に具体化を図り、社会保険庁の抜本的な改革を推進します。

(注) 下線は前回からの修正点。

※は既の実施している事項。

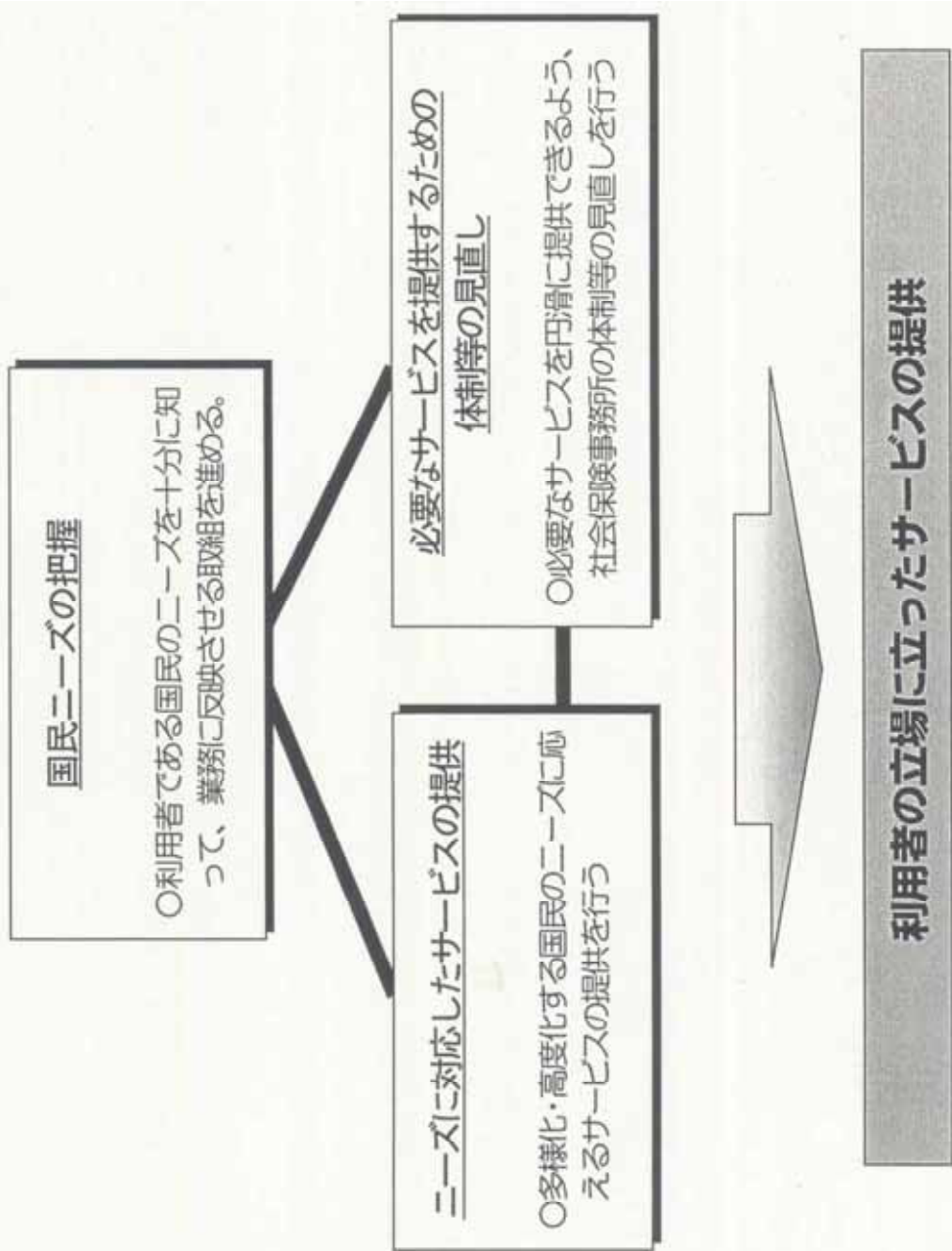
# 1. 国民サービスの向上

## (1) 現状と対応の方向性

### 現状



### 対応の方向性





## (2) 具体的方策

### ア 国民ニーズの把握

【緊急（今年度中）に実施する事項】

- ① 社会保険庁の業務やサービスの改善・効率化に関する意見・アイデアを広く国民から募集する「長官への手紙・長官へのメール」を実施する※
- ② 利用者からの苦情等への対応マニュアルを見直し、その周知徹底を図るとともに、業務改善に反映することができる国民の声（苦情等）報告体制を整備する※

【来年度以降に実施する事項】

- 社会保険事務所の来訪者に対して、窓口サービスの満足度に関する定期的なアンケート調査等を実施する（17年度）

### イ ニーズに対応したサービスの提供

【緊急（今年度中）に実施する事項】

- ① 社会保険庁ホームページを充実して、社会保険改革の推進状況を逐次国民に情報提供するとともに、各種窓口の案内や制度の分かりやすい説明、各地域別の情報提供に努める（随時）
- ② 年金受給が近づいた58歳到達者に対して、被保険者記録を直接ご本人宛に通知するとともに、希望する方に対しては年金見込み額を別途通知する※
- ③ 社会保険事務所等における待ち時間の解消や勤労者等平日昼間に相談できない方への相談時間を確保するため、年金相談の充実を図る

： 昼休み時間帯における相談の実施の徹底※

： お盆明けにおける相談時間の延長※

： 年金週間における平日夜間及び休日の相談の実施※

： 毎週月曜日における相談時間の延長（16年度中）

： 土日における相談のモデル実施（16年度中）

- : 予約制の導入モデル事業の実施（16年度中）
- : インターネット（個人認証を活用）を利用した年金個人情報提供（16年度中に365日24時間受け付けるサービスを実施し、さらに17年度には、年金加入状況について即時に回答する仕組みを整備することを検討）
- : 障害者・高齢者に配慮したファックスによる年金相談の開始（16年度中）
- ④申請書類等を記入しやすくし、記載すべき内容がわかりやすいものとするため、年金受給者等の身になって各種申請書類等の見直しを行う（随時）
- ⑤高齢者や障害者が相談しやすい環境を整備するため、相談窓口のバリアフリー化や聴覚、視覚障害のある方への情報のバリアフリー化を推進する（随時）

【来年度以降に実施する事項】

- ①社会保険事務所等における年金相談に際し、具体的な年金見込額に関し情報提供を行う対象者の範囲を55歳以上から50歳以上に引き下げる（17年度）
- ②毎年、年金加入者全員に対する保険料納付記録等の通知を行う仕組みを検討する（20年度からポイントにより保険料納付実績とそれに基づく年金額の見込みを定期的に通知するポイント制を導入）
- ③年金請求者の利便性の向上を図るため、年金支給年齢に到達する直前に、年金加入履歴等が記載されている裁定請求書を郵送する仕組みを検討する
- ④社会保険事務所の配置や地域ニーズを考慮して、ハローワークや市町村の庁舎を活用した相談事業を検討する
- ⑤政府管掌健康保険の被保険者が身近な場所で健診を受けられるよう健診実施機関の増大を図るなど、被保険者のニーズに対応した健康診断の推進について検討する
- ⑥政府管掌健康保険において年2回実施している医療費通知に併せて、個人情報保護の考え方に則ってレポートの開示請求が可能である旨及びその手続き等について被保険者に情報提供する（17年度）
- ⑦社会保険事務局ごとに社会保険事務所等におけるサービスの改善方策等について、地域住民、関係団体等の意見を反映させるためのサービス改善委員会を設置する（17年度）
- ⑧住民基本台帳ネットワークを活用して、年金受給者の生存確認を行う（18年度を目途に実施を検討）
- ⑨各種の情報提供媒体について、より効果的・効率的な実施方法・内容等に改める（17年度）

ウ 必要なサービスを提供するための体制等の見直し

【緊急（今年度中）に実施する事項】

- ①年金相談の急増等に対応するため、社会保険事務所の窓口増設を図るとともに、年金相談センターの増設（71カ所→73カ所）及び地域ニーズに応じた移転・廃止を行う（16年度中）
- ②社会保険事務所等に行かなくても年金相談ができるよう年金電話相談センターを拡充（10カ所→23カ所）するとともに、効率的・効果的な電話相談の充実方策について検討する（16年度中）
- ③社会保険事務所におけるワンストップサービスの実現のため、総合相談室を拡充する（16年度中に128ヶ所）

【来年度以降に実施する事項】

- ①社会保険労務士等について、年金相談業務における活用方策や社会保険事務所の審査業務等の簡略化に資する活用方策を検討する
- ②年金相談に関し、ファイナンシャルプランナーの活用、金融機関における対応など、民間ビジネスとしての環境整備方策について検討する
- ③入力事務等の外部委託を拡大し、社会保険事務所における業務の重点化を図る（17年度）
- ④既に外部委託している事業等について事務局単位からブロック単位に委託先を集約化するなど、効率化を図るためのモデル事業を実施する（17年度）
- ⑤政府管掌健康保険におけるしセプト点検について、効果的な改善手法を検討する

## 2. 予算執行の透明性の確保等

### (1) 現状と対応の方向性

#### 現状



#### 対応の方向性



**事業の徹底した見直しによる経費削減、予算執行上の無駄の排除、安易な随意契約の廃止**

## (2) 具体的方策

### ア 不適切な予算執行の排除

【緊急（今年度中）に実施する事項】

- ①平成16年度の事務費執行に当たっては、宿舍の建て替え、公用車の購入、交際費の使用は極力行わない※
- ②年金福祉施設整備には新たに年金保険料財源を投入しない※
- ③調達コストの削減目標数値を設定し、事務費の徹底した経費削減を実施する（16年度中）

【来年度以降に実施する事項】

- ①社会保険オンラインシステムの刷新可能性調査を踏まえた最適化計画を策定する（17年度）
- ②厚生年金会館や厚生年金病院などの保健・福祉施設を売却する（17年度）  
併せて、これらの施設を運営している法人について、廃止を含めた整理合理化を進める

### イ 予算執行の透明性の確保

【緊急（今年度中）に実施する事項】

- ①調達における競争性・透明性の確保を図り、調達コストを効率化するため、競争入札又は企画競争を原則とする※
- ②社会保険庁の予算及び決算について、広く国民に情報提供するため、インターネット等を活用してわかりやすい形で公表する（16年度中）

### ウ 新たなチェックシステムの導入

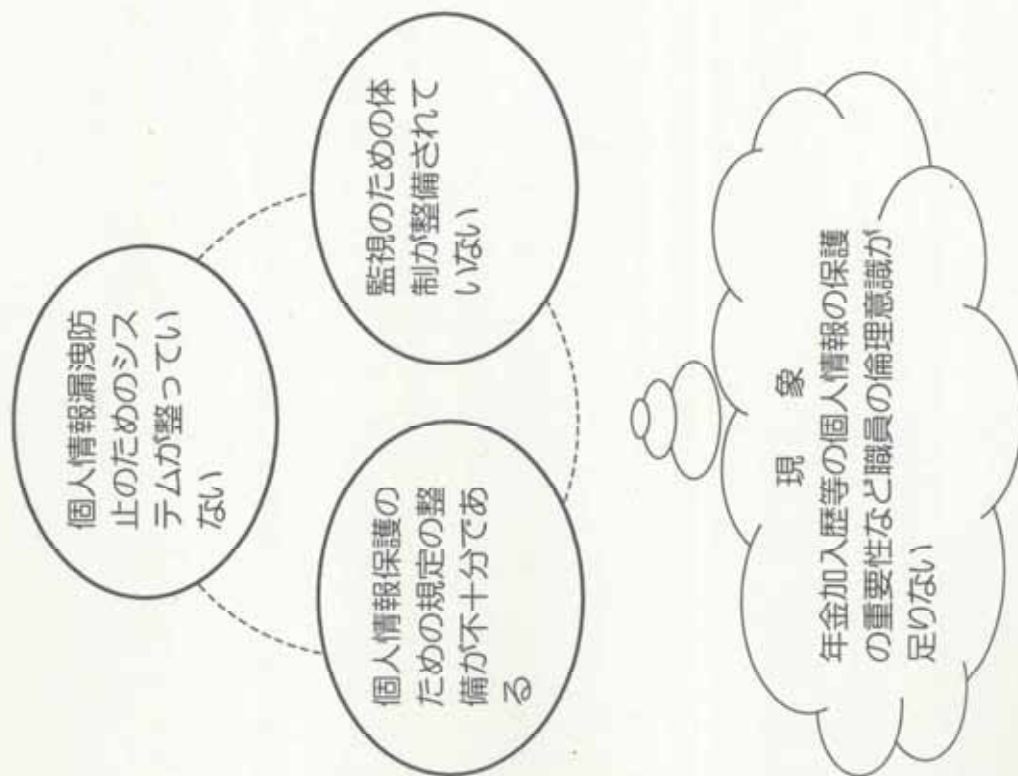
【緊急（今年度中）に実施する事項】

- ①年間を通じた調達の進行管理を行うとともに、一定額以上の調達案件の審査等を実施するため、調達委員会を設置する※
- ②社会保険事務所毎に事業単位での予算の執行状況を把握し、事業コストを管理する（16年度中）
- ③予算執行についての内部監査を強化する（16年度中）
- ④国民の信頼を損なう不祥事案が生じたことを踏まえ、「厚生労働省信頼回復対策推進チーム」の下で、徹底した調査を行うとともに、監修料の受け取り禁止等の厳格なルールの遵守を図る

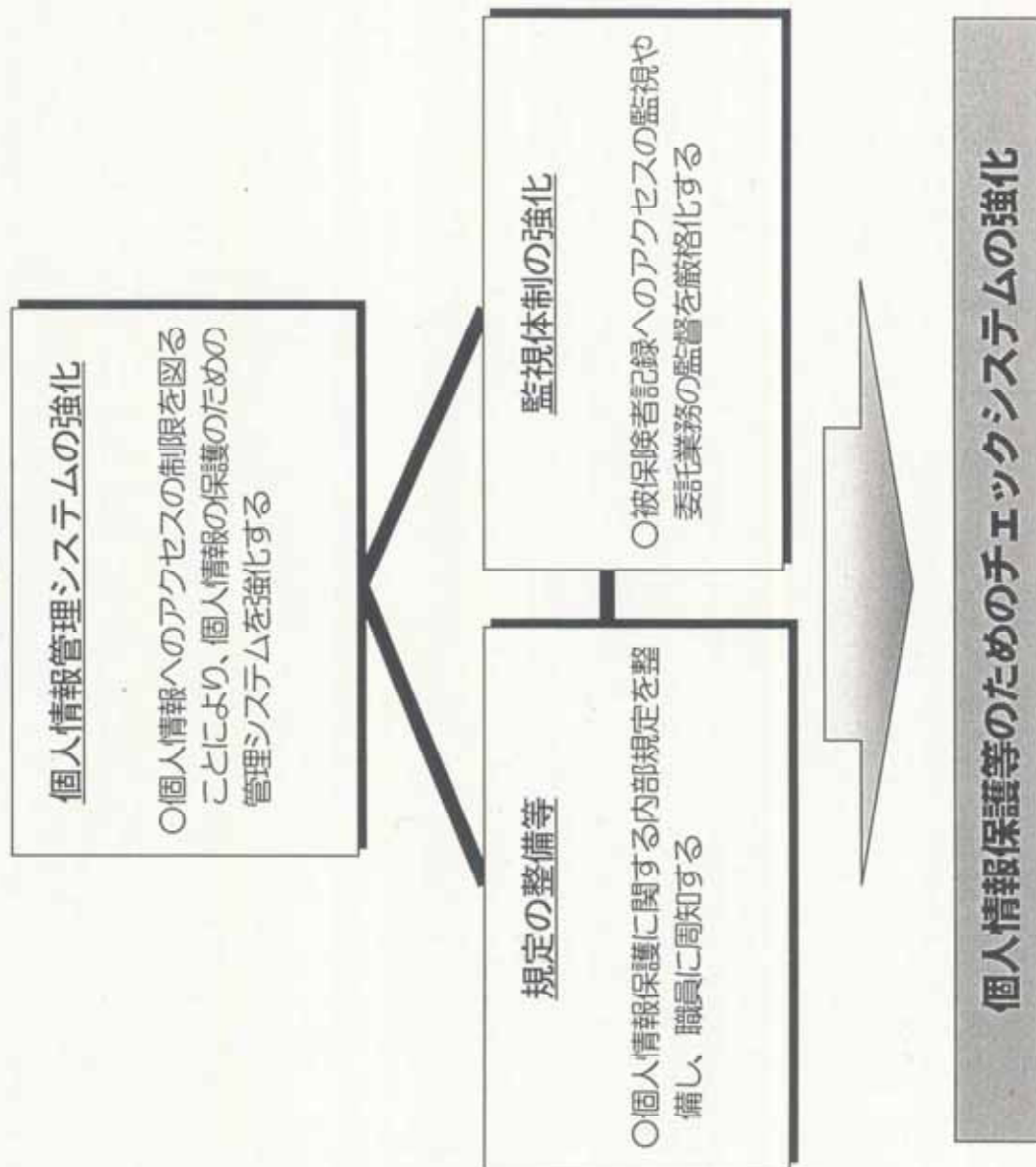
### 3. 個人情報保護等の徹底

#### (1) 現状と対応の方向性

##### 現状



##### 対応の方向性



## (2) 具体的方策

### ア 個人情報管理システムの強化

【緊急（今年度中）に実施する事項】

- ①端末操作に必要なカードについて、管理責任を明確にするため担当職員毎にカード番号を固定化する※
- ②カードの安全性を確保するため、本人識別のパスワードを登録する仕組みとする※
- ③相談業務以外を担当する職員については、氏名索引照会処理が行えないようカード機能を制限する（16年度中）

### イ 規定の整備等

【緊急（今年度中）に実施する事項】

- 個人情報保護のための措置の確実な実施を図るため、社会保険庁電子計算機処理データ保護管理規程を見直し、職員への周知を徹底する（16年度中）

【来年度以降に実施する事項】

- 行政機関個人情報保護法の円滑な施行を図るため、開示請求や訂正請求に対応するための窓口設置等の体制を整備する（17年4月）

### ウ 監視体制の強化

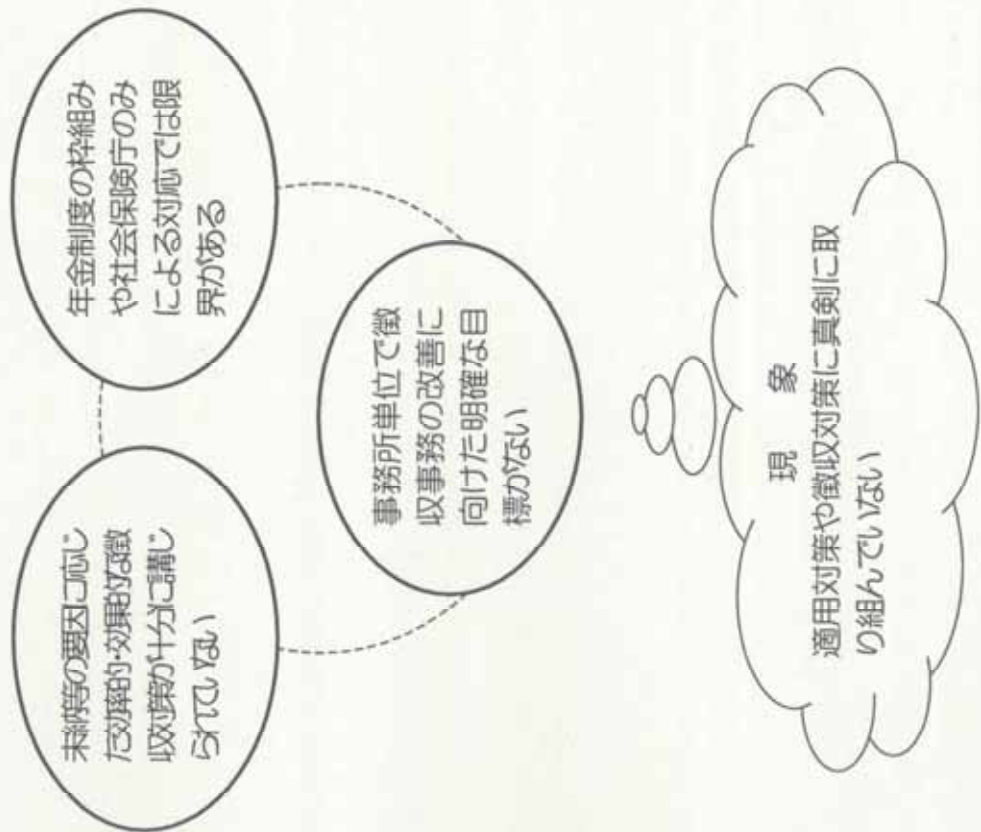
【緊急（今年度中）に実施する事項】

- ①業務目的外の閲覧等について被保険者記録へのアクセス内容を監視できるようにする（16年度中）
- ②個人情報にかかわる業務を委託する場合一律の場合における委託先の選定、業務の監督等の厳格化を図る（16年度中）

# 4. 保険料徴収の徹底

## (1) 現状と対応の方向性

### 現状





## (2) 具体的方策

### ア 要因別収納対策等の推進

【緊急（今年度中）に実施する事項】

- ① コンビニ、インターネットバンキング等による保険料納付等の周知・推進を図り、納付しやすい環境づくりを進める※
- ② 被保険者の納付手続きの簡素化や納付忘れの防止を図るため、資格取得時や納付督促時等における口座振替の勧奨を徹底する※
- ③ 負担能力がかなりながら未納である約3万人について強制徴収を実施する※
- ④ ハローワークとの連携により、失業者に対し、種別変更の手続きや特例免除制度の周知の徹底を図る※
- ⑤ 厚生年金・健康保険について、事業所から本年1月から9月までに提出された全喪届の総点検を実施し、違法な脱退の是正を行うとともに、一定規模以上の未適用事業所に対する重点的な加入指導や職権適用を実施する（16年度中）

【来年度以降に実施する事項】

- ① 若年層の失業・無業者等に対し、保険料追納の機会を付与する納付猶予制度を導入する（17年4月）
- ② 口座振替の活用を促進するため、口座振替割引制度を拡充する（17年4月）
- ③ 転職により厚生年金から脱退した者であって一定期間国民年金に加入しない者について職権適用等を実施する（17年4月）
- ④ 国民年金の資格喪失後、一定期間厚生年金等の加入の届出がない者に対して通知を行い、国民年金の未加入状態の発生を防止する（17年度）
- ⑤ 未納者に対する効果的な納付督促の手法の検討・普及等を図る（17年度）
- ⑥ 強制徴収の実施規模の拡大について検討・実施する（17年度）
- ⑦ 現行の全額免除・半額免除に加え、3/4免除・1/4免除の段階を追加した多段階免除制度を導入する（18年7月）
- ⑧ 労働保険との徴収事務の一元化について、更に効率化できる事務処理方法等を検討し、可能なものから逐次実現を図る（随時）

## イ 社会全体での取組の推進

【緊急（今年度中）に実施する事項】

- ①町内会長等を特別国民年金推進員に任命し、特定地域毎の収納の強化を図る※
- ②商工会などの業界団体へ保険料収納を委託し、地域に根ざした収納活動を実施する（随時、関係団体への協力を依頼）
- ③市町村から所得情報を取得し、所得がある方については強制徴収を実施するとともに、所得の低い方については免除周知を的確に実施する※
- ④保険料納付意識の徹底を図るため、国民年金保険料納付額証明書を発行する（17年2月）
- ⑤中・高校生を対象とした年金教育を拡充する（随時、関係機関への協力を依頼）

【来年度以降に実施する事項】

○以下の事項について検討し、関係省庁、自治体、各種団体等との連携の下に納付率の向上を加速化させるための取組を推進する（随時）

- ：保険料の未納・未加入者に対する各種資格取得の制限
- ：国民健康保険との保険料徴収事務等における連携
- ：住民基本台帳ネットワークの活用（生存、住所データ）
- ：大学との連携による年金教育の推進、制度の周知徹底
- ：厚生年金が適用されないパート等に対する事業主を通じた周知の徹底

○国民の年金教育について社会保険大学の活用を図る（17年4月）

## ウ 年度別行動計画の策定

【緊急（今年度中）に実施する事項】

○納付率80%（平成19年度）を達成するため、社会保険事務所毎に年度別行動計画の策定を開始する※

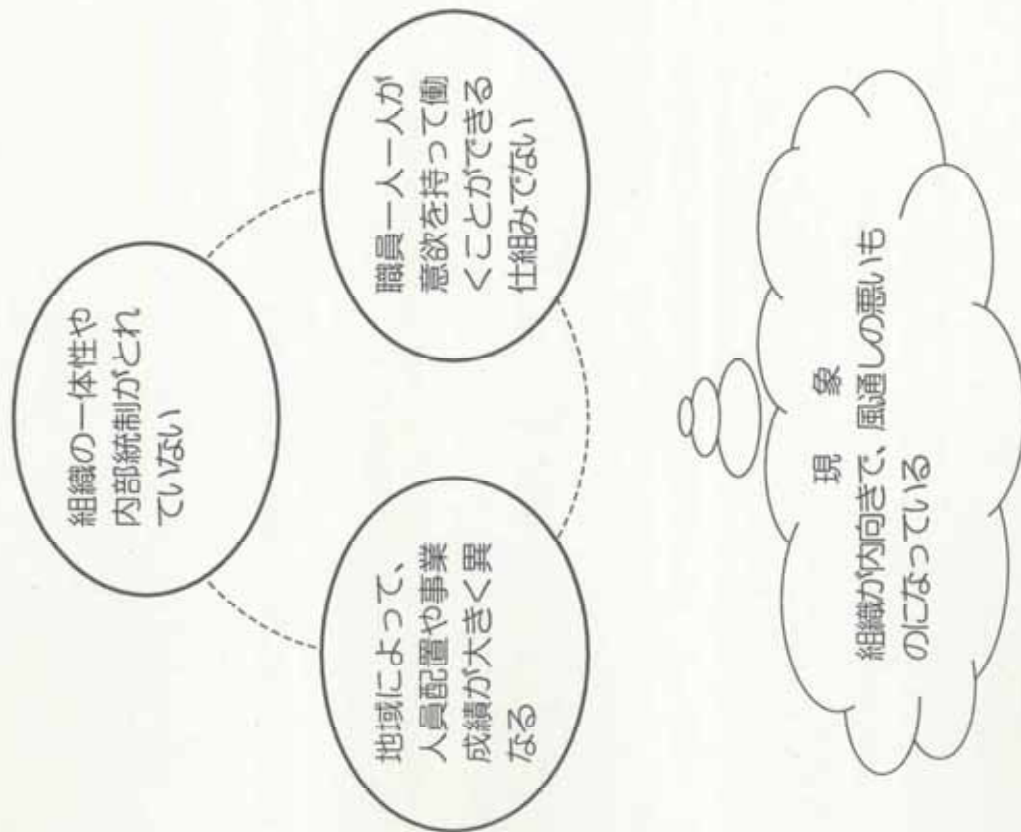
【来年度以降に実施する事項】

○年度別行動計画に基づき達成状況等を確認・検証し、次年度の行動計画の策定等を行う（17年度）

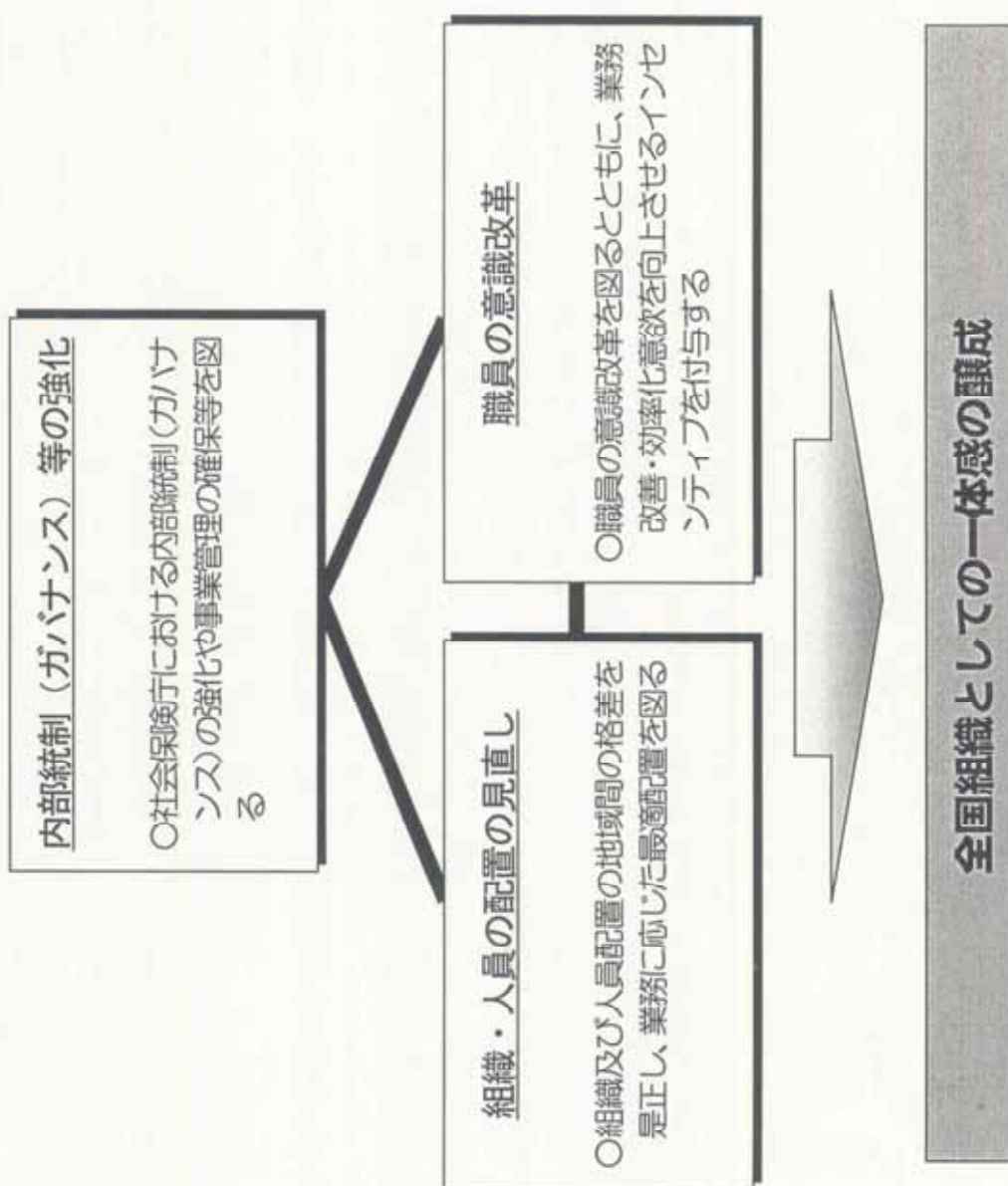
# 5. 組織の改革

## (1) 現状と対応の方向性

### 現状



### 対応の方向性



## (2) 具体的方策

### ア 内部統制（ガバナンス）等の強化

【緊急（今年度中）に実施する事項】

- ① 社会保険庁の事業内容や業務の実施方法等の事業全般について、保険料拠出者や利用者の意見を反映させ、その改善を図ることを目的として、労使代表、学識経験者等からなる運営評議会を設置する※
- ② 経済界の協力により顧問的役割を担う者や、プロジェクトリーダー、アドバイザー等スタッフ等を配置する※
- ③ 法令等の遵守上の問題事例について、職員が通報できる内部通報制度を設け、通報への対応や防止策を検討するコンプライアンス委員会を設置する※
- ④ 年金の給付誤り等の事例が生じた場合には、適切かつ迅速に公表する（随時）

【来年度以降に実施する事項】

- 実績評価と目標設定を明確にして業務管理を行うとともに、社会保険事業計画を全面的に見直す（17年度）

### イ 組織・人員の配置の見直し

【緊急（今年度中）に実施する事項】

- 人員配置の地域間格差を是正し、最適な人員資源の配分を実現するため、今後の業務の見直し方針を踏まえつつ、段階的な人員配置の見直し計画を策定する（16年度中）

【来年度以降に実施する事項】

- ① 事務所等の拠点の配置を可能なものから順次見直し、効果的な業務の展開を図る（随時）
- ② 地方における好取組事例等の積極的な全国展開を図るとともに、本庁と現場との風通しを良くするため、本庁と地方庁の人事交流を大幅に拡大する（17年度）
- ③ 地方職員の本庁主要ポストへの登用を拡大する（17年度）
- ④ コア業務以外の業務について、業務効率化の観点から外部委託の拡大等を推進する（17年度）

## ウ 職員の意識改革

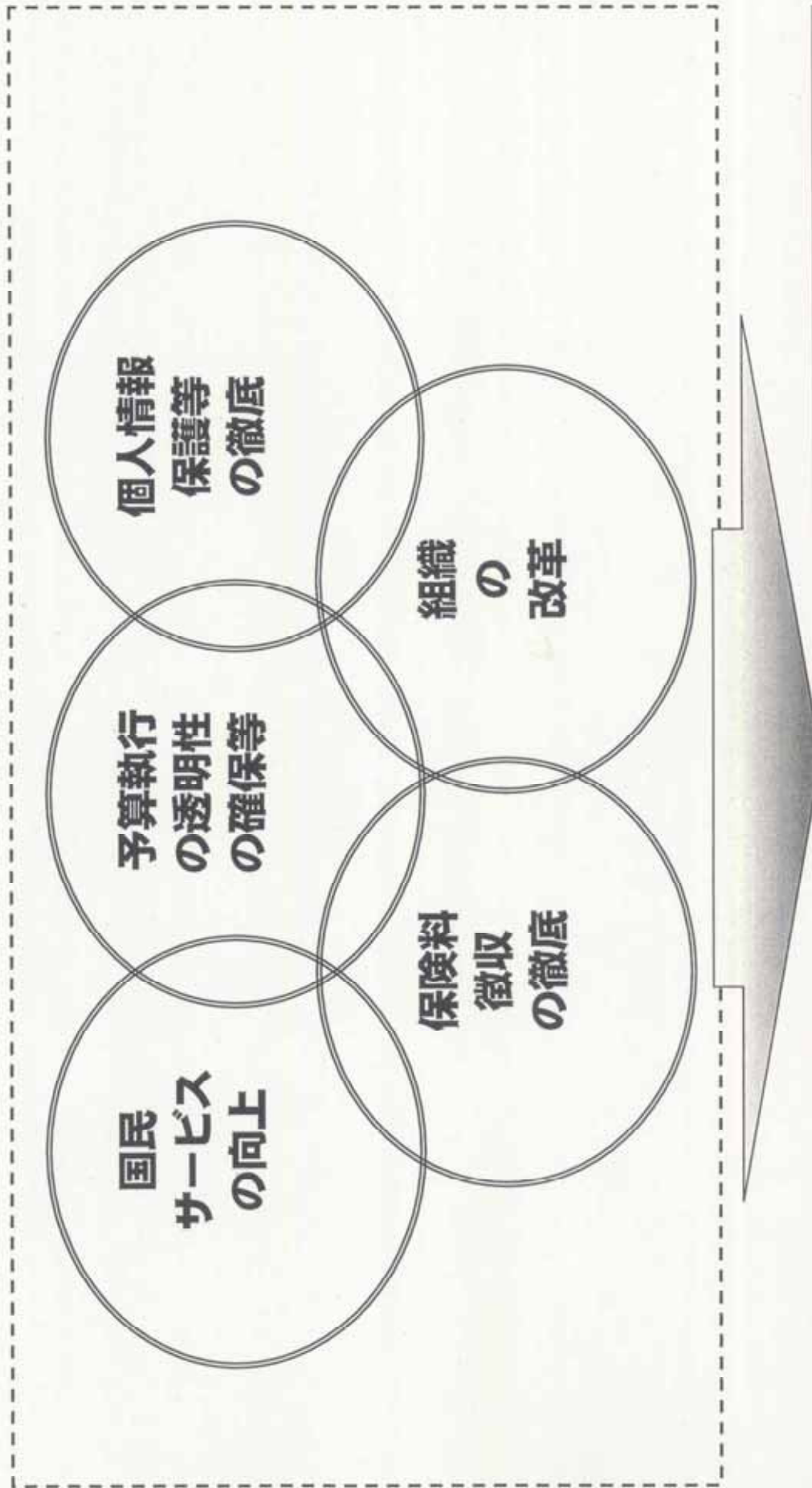
【緊急（今年度中）に実施する事項】

- ① 個々の職員が業務改善案を提案できる内部改善提案制度を設ける※
- ② お客様志向の意識改革を図るため、職員行動規範を策定し、徹底する（16年中）
- ③ 国民のニーズに対応したお客様志向の社会保険サービスの提供するため、職員研修の体系及びカリキュラムの抜本的な見直しを行う（16年度中）

【来年度以降に実施する事項】

- ① 各事務局・事務所ごとの事業実績を公表して、各事務局・事務所間の競争を促すとともに、効果的な取組を実施した事務局に対して、表彰制度の積極的な活用を図る（17年度）
- ② 実績割合の拡大など国民年金推進員及び職員の給与の在り方について、公務員制度改革の動向を踏まえつつ検討する

## 6. 組織の在り方の見直し



○社会保険業務の効率化・サービスの向上を踏まえつつ、社会保険業務にふさわしい組織形態の在り方や民営化又は外部委託できる部門の範囲について検討

# 社会保険庁の組織の在り方についての論点

平成16年12月9日

社会保険庁

## 1. 社会保険事業の運営主体に求められる基本的要素

- 少子高齢化の進展の中で、国民の信頼の下、将来にわたり持続可能性を確保すること。（破綻は許されない）
- 国民全てによる支え合いの仕組みが確保されること。
- 国民の視点に立った質の高いサービスが提供できること。
- 年金については、全国民を対象に、一元的、超長期的に被保険者情報を管理できること。
- 政府管掌健康保険については、健康保険組合や共済組合の加入者以外の全ての被用者の受け皿としての機能が確保されること。
- 被保険者情報の保護の徹底が図られること。
- 保険料の強制徴収、滞納処分等の公権的な行為を迅速・確実に行えること。
- 効率的・効果的に業務を行えること。



## 2. 効率的・効果的な組織の徹底

### (1) 基本的な考え方

- ① 運営主体がどのように変わろうと、効率的・効果的な組織であることを徹底することが必要。
- ② 今後、高齢化の進展に伴い、年金裁定請求、年金相談等の業務量の増加が見込まれるが、
  - ・ システムの合理化等により、業務量の増加を抑制するとともに、
  - ・ 社会保険事業としてのコア業務以外は、積極的に外部委託や非正規雇用の活用により、組織のスリム化・効率化を進める。
- ③ また、効率的な業務執行ができる拠点、人員配置を行う。

### (2) 社会保険事業のコア業務

- ① マネジメント業務・収納率の向上、サービス改善、コスト削減等の業務改善、委託業務の管理など
  - ② 権利義務を具体的に確定するための業務・年金の裁定審査、保険料の決定、手当金の給付審査など
  - ③ 「公」の名義で行うことが必要な業務・強制徴収など
  - ④ 社会保険の高度な知識が必要な業務・複雑な相談など
- <業務の分野>

	政管健保	厚生年金	国民年金	コア業務 (例)	非コア業務 (例)
全体の業務管理				業務管理	
記録管理、システム				システム企画等	ソフト開発、保守管理等
適用(資格の得喪)				資格確定、立入調査等	入力、確認業務等
徴収				長期滞納者への対応等	通常の戸別訪問、電話督促等
給付				給付の裁定等	入力、確認業務等
相談				複雑事案への対応等	軽易な相談
保健事業				事業の企画立案	健診事業等

(注) これらの業務のほか、医療保険制度全体を所管する厚生労働大臣から権限の委任を受けて、保険医療機関の指定、監督等の業務を行っている。

### (3) 組織の効率化の方策

業務そのものの効率化

- ・届出等の電子化、
- ・オンラインシステムの見直し

による業務の一層の自動化  
など

業務の外部委託や非正規職員への転換

- ・入力、確認業務などの定型的業務
- ・簡易な相談や収納業務  
など

内部業務の広域的な集約化

- ・電話相談センター
- ・事務センター  
(通知の発送等、  
レセプト審査) など



要員配置の地域格差の是正

- ・業務量を比較する指標  
を策定して調整

強化する業務への要員シフト

- ・収納率向上対策
- ・複雑な相談  
マネジメント業務  
など



組織の効率化

#### (4) 効果的な拠点・人員の配置

##### ①拠点の配置の在り方

###### ○国民へのサービス拠点はきめ細かく配置

- ・ 社会保険事務所、年金相談センター、社会保険出張相談所などの国民へのサービス拠点は、地域の特性等を考慮しながら、きめ細かく配置
- ###### ○内部業務は集約化を進める
- ・ 社会保険事務所で行っている届出等の処理、通知の発送等の内部業務や、電話対応業務のうち、集約化が可能なものは、都道府県単位の事務センター、電話相談センターへの集約化を進める。
  - ・ さらに、業務の特性に応じ、都道府県単位を超えた広域的な業務の推進も検討。

##### ②人員配置の在り方

###### ○人員配置の地域間格差の是正

- ・ 最適な人員資源の配分を実現するため、業務量指標等について改めて検証を行い、段階的な人員配置の見直し計画を策定し、人員配置の地域間格差を是正する。

###### ○適材適所と人材の流動化

- ・ 適材適所の配置を行うとともに、全国組織としての一体感の醸成、中央組織と地方組織の相互の緊密な連携、取組好事例等の全国展開、広い視野に立った人材の育成などといった観点から、中央組織と地方組織との間、地方組織の間での人事交流の拡大を行う。

### 3. 独立行政法人化その他の公法人化等について

社会保険庁について、独立行政法人化その他の公法人化等をしてはどうかという議論に関しては、例えば、以下のような論点があるが、どのように考えるか。

- お客様志向の職員意識の徹底を図るための組織形態は、どのようなものか。
- 効率的・効果的な業務推進のために、内部組織、人員配置の見直しを柔軟に行える組織形態は、どのようなものか。
- 強制徴収等の公権力の行使を迅速に行うための組織形態は、どのようなものか。
- 加入納付の義務感や、長期の信頼性を確保するための組織形態は、どのようなものか。
- 国会や厚生労働大臣の関与との関係を、どのように考えるか。
- 市町村との連携との関係を、どのように考えるか。

#### 4. 徴収部門の他の機関との統合論について

徴収部門の他の機関との統合論について、例えば、以下のような論点があるが、どのように考えるか。

(1) 徴収部門を国税庁に統合してはどうかという議論について

- 統合された徴収部門以外の適用・給付・相談・記録管理の部門について、どのように考えるか。
- 国民年金第1号被保険者の約2200万人のうち、所得税の申告納税者数は約350万人と推計されるが、税務署が把握していない層について、どのように考えるか。
- 国民年金の場合、未納額は最高でも約30万円であり、少額多数債権という特性について、どのように考えるか。

(2) 徴収業務を市町村へ再び委ねてはどうかという議論について

- 国民年金の保険料の徴収事務を、平成14年に市町村から国に移した経緯の中で、どのように考えるか。
- 国民年金と地域保険である国民健康保険や介護保険との関係をどのように考えるか。
- 自治会等の地域組織との連携や、商工会などの事業団体との連携、市町村との協力関係について、どのように考えるか。

(参考) 年金制度、医療保険制度の改革をめぐる検討との関係

(1) 年金制度改革との関連

○今般の「国民年金法等の一部を改正する法律」の附則第3条では、

「1 政府は、社会保障制度に関する国会の審議を踏まえ、社会保障制度全般について、税、社会保険料など負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行うにつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。」

2 前項の公的年金制度については、公的年金制度の一元化を展望し、体系的在り方について検討を行うものとする。」

とされている。

○本年7月に、内閣官房に、内閣官房長官が主宰する「社会保障の在り方に関する懇談会」が設けられ、社会保障の基本的考え方、給付と負担の在り方、制度の在り方、その他の検討を行っている。

(2) 医療保険制度改革との関連

○医療保険制度に関する基本方針（平成15年3月28日閣議決定）を踏まえ、次期医療保険制度改革においては、都道府県単位を軸として保険者の再編・統合を進めていくこととされている。

○政府管掌健康保険の再編については、

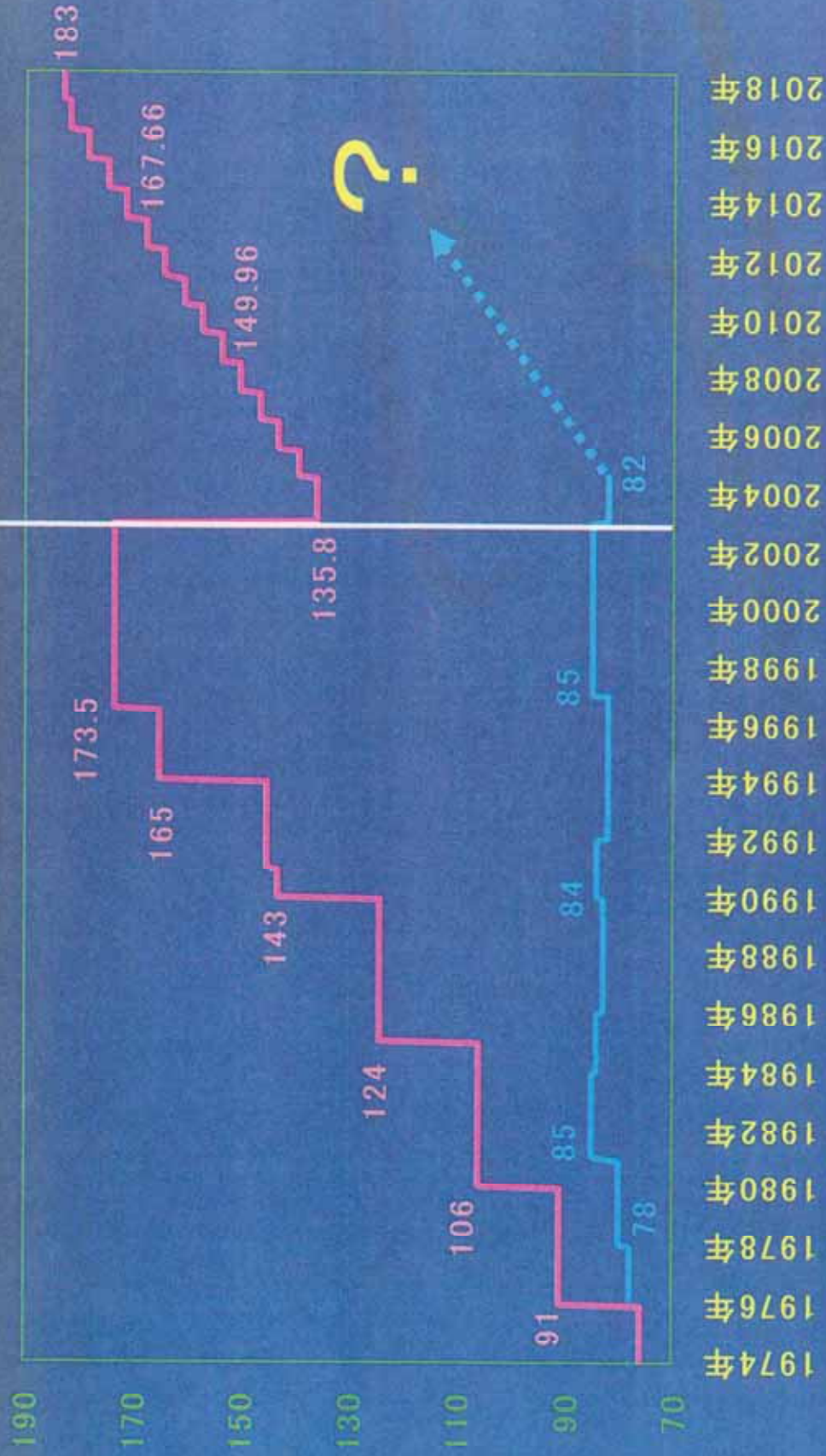
- ・「事業運営の効率性等を考慮しつつ、財政運営は、基本的には、都道府県を単位としたものとする」
- ・「引き続き、政管健保の組織形態等の在り方について検討する」
- ・「この基本方針に基づく医療保険制度体系に関する改革については、平成20年度に向けて実現を目指す」とされている。

○現在、医療保険制度体系に係る改革の具体的内容については、社会保障審議会医療保険部会において検討を進めているところであり、平成18年の通常国会への法案提出を検討中。

# 健康保険料率と厚生年金保険料の推移

(千分率で表示)

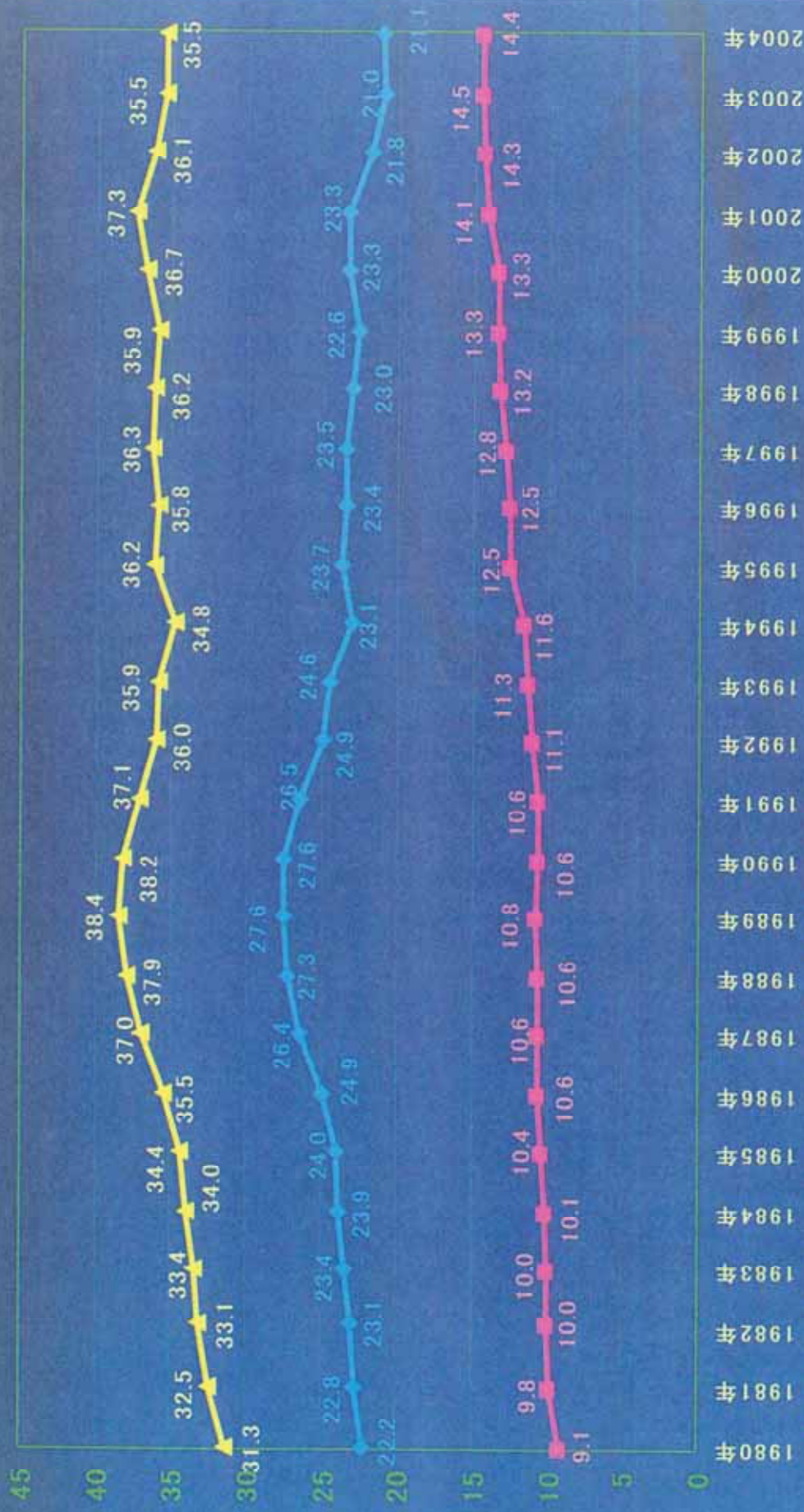
— 健康保険料率 — 厚生年金保険料率



注) 2003年から総報酬制導入。

# 国民負担率(租税負担率及び社会保障負担率)の推移

単位: %  
 ◆ 租税負担率    ◆ 社会保障負担率    ▲ 国民負担率



出典:財務省ホームページ 国民負担率の推移(対国民所得比)

注)平成14年度までは実績、15年度は実績見込み、16年度は見通しである。

平成2年度以降は93SNAIに基づく計算であり、平成元年以前は68SNAIに基づく計算である。



## 政府管掌健康保険の運営に関する意見

2004年10月25日

日本労働組合総連合会

事務局長 草野忠義

社会保険庁は、国民年金、厚生年金、政府管掌健康保険及び船員保険の事業を運営しています。とくに、国が保険者である政管健保は被保険者が約1,900万人、被扶養者を含めると約3,600万人と、わが国最大の健康保険です。「社会保険庁のあり方に関する有識者会議」では、「緊急対応プログラム」が策定・実行されつつありますが、現在のところ、国民年金に関わる社会保険庁の事業改善が主に議論されております。このことの重要性は十分認識しておりますが、政管健保に関わる運営も課題・問題が多く、本有識者会議での検討課題とすることを求めて来ました。

本日は、被保険者の立場から政管健保の運営に関する意見を述べたいと思います。ぜひとも検討課題として取り上げ改善されるよう要望いたします。

### 1. 保険料を支払う被保険者・事業主の意見が全く反映されない。

現在、社会保険庁に労使代表者などが参加する政府管掌健康保険事業運営懇談会が設置されているが、年2回程度の開催でしかなく、直接の事業運営には全く関与できない。また、制度改正に関わる課題ではあるが、健康保険組合や共済のように保険料を労使で決定することもできない。「懇談会」を「運営協議会」あるいは健保組合のように「理事会」とし、保険料を負担する労使代表が事業運営に参画できるようにすべきである。

### 2. 保険者機能が十分に発揮されていない。

#### (1) レセプト点検について

政管健保の扱うレセプトは年間約3億2千万枚、医療費にして約3兆4千億円であるが、レセプト点検は資格点検、内容点検など460万件で全体の1.4%、医療費で706億円2.1%でしかない。レセプト情報管理システム(DVDシステム)の導入により、縦覧点検の件数は2.6万件(2003年5～6月)から4.3万件(2004年5～6月)と、他の保険者(健保組合2.0万件→1.9万件)と比べて大幅に増加しているものの、医療費にして15億4,000万円(0.04%)でしかない。DVDシステムのさらなる改善を急ぐべきである。

## (2) 医療費通知について

- ① 医療費通知は、被保険者・加入者の医療費に対する関心を高めさせ、医療費をチェックすることで医療費全体の適正化につながるという観点から重要な役割を持っている。

医療費通知は、2004年より、全月分について被保険者に通知されることとなった。この件に関しては、連合が毎年、社会保険庁長官に要請してきたことでもあり、評価したい。

事業主・被保険者に対して医療費通知の重要性について広報宣伝を行うべきである。

- ② 医療費通知は被保険者に直接的に情報が届く貴重な機会であるため、レセプト開示の手続き、政管健保の収支状況、健康づくり、予防等の情報を付加することも今後検討するべきである。

## (3) 保健事業について

わが国の健康保険法は単に疾病（医療）保険のみならず健康診査、健康教育、健康相談、体力づくりなど病気の予防と健康増進を盛り込んだ幅広い健康施策のもとにある。しかし、政管健保における健康施策の現状は問題が多いと言わざるを得ない。

- ① 政管健保の健診は、事業主からの申し込みに応じて、被保険者等に対する健診を実施することになっている。しかし、健診の需要に対応できないため、年度途中で申し込みを締め切っており、年々締め切り日が早まっている。健診の需要、健診内容のニーズを把握し、予算を確保すべきである。

- ② 健診実施機関は都道府県ごとに指定されているが、健診の実施機関が少なく、受診者にとって受診しにくいことが指摘されている。健診を行う医療機関を多く指定し、受診者が健診を受けやすい条件を整備すべきである。

- ③ 健診データは社会保険健康事業財団に保存・管理されているが、受診者本人の健康増進に活用されているのか、検証する必要がある。

## (4) 健診以外の保健事業について

社会保険健康センター等による健康づくり事業は、運動（スポーツ等）を行う事業であるが、民間スポーツセンターや市町村が運営する事業など、類似が多く、政管健保が行う保健事業として有効かどうかの検証が必要である。

## 3. 被保険者に対する情報提供がほとんどない。

政管健保の収支決算をはじめ、健診、健康づくりや栄養問題、利用できる保養所、当該地域の救急体制等々、被保険者に対する保健・医療に関する情報提供は行われていない。

多くの健保組合は、新聞や広報誌を定期的に作成し、被保険者に

配布したり、インターネットで情報提供を行っている。政管健保の事業主・被保険者に対して提供する情報の内容、提供の方法・手段など、早急に検討すべきである。

#### 4. 健康相談、診療上の問題についての相談窓口がない。

「緊急対応プログラム」にしたがって、年金相談窓口の充実がはかられようとしているが、健康相談や、診療費用や医療ミス・事故、医療機関の選択など、診療上の問題に関する相談窓口は設けられていない。医師・保健師など専門家を配置した相談窓口を設けるべきである。

#### 5. 事業運営に問題がある。

政管健保の事務費も保険料で賄われているが、執行方法が不透明である、事業運営が被保険者・加入者の立場にたったものとなっていない、適用対策や保険料徴収対策が不十分であるといったことは、年金とも共通する課題である。社会保険庁の事業全般の見直しの中で改善していくべきである。

#### 6. レセプトの無条件開示と、レセプト開示の推進を。

レセプト開示請求に対しては、保険医療機関等に事前確認することなく、保険者の権限として無条件開示を行うべきである。また、レセプト開示を推進するため、レセプトが患者の診療情報であることや、開示の手続きなどに関する情報提供・広報宣伝を積極的に行うべきである。

#### 7. 被保険者等の立場にたった効率的な事業運営を行うためには、制度の改革が必要。

被保険者・加入者の立場に立ち、効率的で透明な事業運営が行なわれるためには、制度の改革が必要である。たとえば、高額療養費制度などは、2002年の健保法等の改正でより複雑な仕組みとなったため、患者にとっても、社会保険事務所の職員にとっても事務手続きが煩雑であり非効率となっている。また、政管健保の規模が大きすぎるため事業運営が非効率となっていることを改善するためには、保険者規模のあり方など、制度を改革しなければならない。改善すべき事業運営の多くは制度改革と一体のものである。

本有識者会議において、政管健保に関わる事業運営の改善について、制度改革と一体のものとして議論・検討する機会を設けるよう強く要望したい。

以上